

介護保険給付サービス利用料金

《 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 II 》

(円/月)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
所定単位	5,446	9,720	16,140	20,417	24,692
利用料	60,178	107,406	178,347	225,607	272,846
自己負担額 1割	6,018	10,741	17,835	22,561	27,285
自己負担額 2割	12,036	21,482	35,670	45,122	54,570
自己負担額 3割	18,054	32,222	53,505	67,683	81,854

通所サービスを利用した日は、下記の所定単位数を減額します。

(円/回)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
所定単位	62	111	184	233	281
サービス利用料	685	1,226	2,033	2,574	3,105
自己負担額 1割	69	123	204	258	311
自己負担額 2割	137	246	407	515	621
自己負担額 3割	206	368	610	773	932

《 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 III 》

(円/月)

	所定単位	利用料	自己負担額		
			1割	2割	3割
★基本夜間訪問サービス費(1月につき)	989	10,928	1,093	2,186	3,279
定期巡回サービス費(1回につき)	372	4,110	411	822	1,233
随時対応サービス費(I)(1回につき)	567	6,265	627	1,253	1,880
随時対応サービス費(II)(1回につき)	764	8,442	845	1,689	2,533

IIIは、基本料金★+実績(定期巡回サービス費、随時I、随時II)の計算となります。

《 II・III 共通事項 》

- ① 1ヵ月毎の月額料金です。
- ② 月途中からの利用開始や、月途中での利用終了の場合は、日割り計算をします。
短期入所系サービスを利用した月は、入所利用日数を除き(退所日を除く。)、
下記の所定単位数で日割り計算をします。

(円/日)

II

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
所定単位	179	320	531	672	812
サービス利用料	1,977	3,536	5,867	7,425	8,972
自己負担額 1割	198	354	587	743	898
自己負担額 2割	396	708	1,174	1,485	1,795
自己負担額 3割	594	1,061	1,761	2,228	2,692

(円/日)

III

所定単位	利用料	自己負担額		
		1割	2割	3割
33	364	37	73	110

加算料金

※2024. 6月～

加算の種類		算定内容						
●	総合マネジメント体制強化加算 (Ⅱのみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者や看護職員等の多職種協働により、随時見直しを行う。 ・地域の医療機関、介護老人保健施設、その他関係機関に対し、提供サービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている。 ・日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対する体制を確保している。 ・地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。 ・地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している 						
		所定単位	1,200 /月	利用料	自己負担額			
				13,260	1割	2割	3割	
			1,326	2,652	3,978			
	サービス体制強化加算 Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣が定める基準に適している加算(研修の実施または予定、定期的な会議の開催、健康診断、介護福祉士の割合が介護福祉士60%以上、または勤続10年以上介護福祉士25%以上)。 						
		所定単位	750 /月	利用料	自己負担額			
				8,287	1割	2割	3割	
			829	1,658	2,487			
	Ⅲ	※基本夜間訪問サービス費を除く ※訪問実績に合わせて算定			利用料	自己負担額		
		所定単位	定期訪問	22 /回	243	1割	2割	3割
			随時訪問Ⅰ	18 /回	198	25	49	54
			随時訪問Ⅱ	6 /回	66	20	40	44
				66	7	14	15	
●	介護職員等処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の基本的な待遇改善、昇給の仕組みの整備、職場環境改善による職員の定着促進、介護福祉士が30%以上配置。 ・該当する介護報酬総単位数の245/1000に相当する単位数。 						
	初期加算 (Ⅱのみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用を開始した日から起算して30日以内 ・30日を超える入院の後に利用再開した場合、30日加算。 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅱのみ該当 						
		所定単位	30 /日	利用料	自己負担額			
				331	1割	2割	3割	
			34	67	100			
	口腔連携強化加算 (Ⅱのみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフが口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及びケアマネジャーに対し、その結果を情報提供する。 ・口腔評価を行うにあたり、訪問歯科医師・歯科衛生士と相談に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている。 ※月1回のみ算定 						
		所定単位	50 /回	利用料	自己負担額			
				552	1割	2割	3割	
			56	111	166			